

# 認定特定非営利活動法人の管理・運営について

奈良県

2021年6月

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

- 法 . . . . . 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
- 法 令 . . . . . 特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
- 法 規 . . . . . 特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
- 平成 23 年改正法 . . . . . 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 70 号）
- 平成 28 年改正法 . . . . . 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 号）
- NPO 法人 . . . . . 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- 認定 NPO 法人 . . . . . 特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
- 特例認定 NPO 法人 . . . . . 特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
- 認定 NPO 法人等 . . . . . 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
- 所轄庁 . . . . . 特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
  
- 措 法 . . . . . 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
- 措 令 . . . . . 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
- 措 規 . . . . . 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
- 法人法 . . . . . 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
- 法人令 . . . . . 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
- 法人規 . . . . . 法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
- 所 法 . . . . . 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
- 所 令 . . . . . 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
- 所 規 . . . . . 所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
- 相 規 . . . . . 相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
- 組登令 . . . . . 組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）
- 行手法 . . . . . 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
  
- 条 例 . . . . . 特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年 10 月奈良県条例第 7 号）
  
- 規 則 . . . . . 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成 10 年 11 月奈良県規則第 25 号）

# 目 次

1 認定NPO法人等の報告義務 .....	1
2 認定NPO法人等の情報公開 .....	4
3 認定NPO法人等に対する監督等 .....	7

## 様式例

・ 認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員報酬規定等提出書 .....	1 2
・ 特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類 .....	1 4
・ 認定(特例認定)特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書 .....	2 4
・ 認定(特例認定)特定非営利活動法人の代表者変更届出書 .....	2 6
・ 認定(特例認定)特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書 (法第 55 条第 1 項関係) .....	2 7
・ 認定基準チェック表(第 3 表) .....	2 9
・ 認定基準チェック表(第 4 表)(初葉) .....	3 4
・ 認定基準チェック表(第 5 表) .....	3 6
・ 認定基準チェック表(第 6、7、8 表)(第 7 表のみ提出) .....	3 8
・ 欠格事由チェック表 .....	4 0

## 1 認定 NPO 法人等の報告義務

### (1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、下表①～⑩に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません（法 54②二～四、55①、62、法規 32）。

(注 1) すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法 29、「特定非営利活動法人の管理・運営に関する手引き」を参照願います。）。

(注 2) 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません（法 55①、62）。



### 【令和2年改正点】

○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧		
	提出書類	参照ページ
①	認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	12
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 （内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）	前事業年度の収益の明細など
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等 <sup>(注1)</sup> との取引	
⑤	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 <sup>(注2)</sup> で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限り）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類	

⑨	<p>第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)（ロの部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類（特例認定の場合も同じです。）</p> <p>※認定基準等チェック表（第3表、第4表（初葉）、第5表、第7表）、欠格事由チェック表</p>	28～41
---	--	-------

(注) ④欄の「役員等」及び⑤欄の「特殊の関係」の詳細については、22 ページを御参照ください。

## (2) 助成金の報告

認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときには、条例第10条第2項から第3項で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません（法54③、55②、62）。

## (3) その他の報告

認定NPO法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
①	<p>所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合（法49④、法51⑤、法62）</p> <p>※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。</p>	<p>①直近の事業報告書等</p> <p>②役員名簿</p> <p>③定款等</p> <p>④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し</p> <p>⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し</p> <p>⑥法規27②、法規28及び法規33①に規定されている提出書（認定の通知を受けた場合は様式第1号、特例認定を受けた場合は様式第4号、認定の有効期間の更新を受けた場合は様式第2号）</p> <p>※①～③は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です（法51⑤）。</p>	所轄庁以外の関係知事
②	<p>役員の変更等をした場合（法52①、法62、法23）</p>	<p>①役員の変更等届出書（※）</p> <p>②変更後の役員名簿</p> <p>③役員が新たに就任した場合は、</p> <p style="padding-left: 20px;">イ その役員が法第20条（役員欠格事由）に該当しないこと及び法第21条（役員親族等の排除）に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの</p>	所轄庁（二以上の都道府県に事務所を設置する法人は所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）
③	<p>定款を変更した場合（所轄庁の認証が必要な場合を除きます。）（法52①、法62、法25⑥）</p>	<p>①定款変更届出書（※）</p> <p>②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本</p> <p>③変更後の定款</p> <p>④その他所轄庁及び所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項</p>	

④	定款の変更に係る登記をした場合(法 52①、法 62、法 25⑦)	①定款の変更の登記完了提出書(※) ②登記をしたことを証する登記事項証明書	
⑤	定款の変更の認証を受けた場合(法 52②、法 62、法 25③④) ※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。	①認定(特例認定)特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書(27頁) ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④他所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項	所轄庁以外 の関係知事
⑥	認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合(法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26①)	①定款の変更の認証を受けなければならない事項(法 25③)に係る定款変更認証申請書(※) ②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法 11①三又は十一に掲げる事項に限ります。) ⑤役員名簿 ⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと(法 2②二)及び暴力団等に該当しないものであること(法 12①三)を確認したことを示す書面 ⑦直近の事業報告書等 ⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ⑨認定等に関する書類の写し ⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を含みます。)の写し ⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	変更前の所 轄庁を經由 して変更後 の所轄庁へ 提出
⑦	認定 NPO 法人等の代表者の氏名に変更があった場合(法 53①、法 62)	認定(特例認定)特定非営利活動法人の代表者変更届出書(26頁)	所轄庁
⑧	認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合(法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書(認定 NPO 法人は様式第 3 号、特例認定 NPO 法人は様式第 5 号)	所轄庁以外 の関係知事

※印の書類の様式は、「特定非営利活動法人の管理・運営に関する手引き」の様式と同一のため、同手引きを参考にしてください。

## 2 認定 NPO 法人等の情報公開

### (1) 認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（次頁「認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照）（法 52④、54④、法 62）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規 32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

### 【令和2年改正点】

（注）①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法 52⑤）

### 《参考》

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法 54①②、法 62）。

書 類 名	備置き期間	
	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 (法 54①)	認定の日から起算して5年間	特例認定の日から起算して3年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 (法 54①)		
前事業年度の寄附者名簿 (法 54②一)	作成の日から起算して5年間	作成の日から起算して3年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (法 54②二)	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など (法 54②三)		
第3章「2 (1) 認定の基準の概要」の(3) (口に係る部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類 (法 54②四、法規 32②)		
「助成金の支給の実績」を記載した書類 (法 54③)		

## (2) 所轄庁の情報公開 (閲覧・謄写)

所轄庁は、認定 NPO 法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法 30、56、62)。

### 認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧 (所轄庁においては謄写も可能です。) 対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

#### 【令和2年改正点】

書 類 名	認定 NPO 法人等 (閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)
事業報告書等 (注1)	○	○
事業報告書		
計算書類 (活動計算書、貸借対照表)		
財産目録		
年間役員名簿 (各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿) 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		
役員名簿 (注1)	(注2)	(注2)
定款等 (定款、認証及び登記に関する書類の写し)		
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	○	○
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	○	○

前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年間に提出を受けたもの
収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○		○	
資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○		×	
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○		○	
寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○		○	
役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○		○	
支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○		○	
海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類	○	○	○	
第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	○		○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類	○	作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで (注4)	○	
寄附者名簿	×		×	
認定（特例認定）申請書	×		×	
認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	×		×	

(注1) 認定NPO法人・特例認定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません（令和2年改正法30、52⑤）。

(注2) 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

(注3) 特例認定NPO法人の場合は特例認定の日から3年間

(注4) 特例認定NPO法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

### 3 認定 NPO 法人等に対する監督等

#### (1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64②)。

ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。

① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定 NPO 法人等の役員等に提示させるものとされています(法 64③)。

② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イ又はロの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています(法 64④)。

③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定 NPO 法人等の役員等に上記ハ①の書面を提示させるものとされています(法 64⑤)。

④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(法 64⑥)。

⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならず、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(法 64⑦、41③～④)。

## (2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等について、(4) ロ①から③の認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等について、(4) ロ① (①「2 認定等の基準」の(3)は除きます。) から③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65②)。

ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(法 65④)。

ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています(法 65⑤)。

ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくはロの勧告又はハの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています(法 65③～⑥)。

ヘ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 65⑦)。

①欠格事由の概要（「認定 NPO 法人制度に関する手引き」34 頁、48～49 頁参照）の  
(1) 4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長

②欠格事由の概要（「認定 NPO 法人制度に関する手引き」34 頁、48～49 頁参照）  
の(4) 及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

## (3) その他の事業の停止

イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法 66①)。

ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 66②、65⑤～⑥)。

## (4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定(以

下「認定等」といいます。)を取り消さなければなりません(法67①③)。

- ① 欠格事由(認定等を取り消され、その取消の日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については40頁を参照願います。)のいずれかに該当するとき
  - ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
  - ③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
  - ④ 認定NPO法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- ロ 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法67②③)。
- ① 「認定の基準」3 運営組織及び経理について(ロに係る部分を除きます。)、4 事業活動についてのイ及びロ、5 情報公開について並びに7 不正行為についての基準(28～38頁参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
  - ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「2 認定NPO法人等の情報公開」(1)(4頁参照)に違反して書類を閲覧させないとき
  - ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき
- ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
- ① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定NPO法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法67④、43③)。
  - ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定NPO法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法67④、43④)。
  - ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていたNPO法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法67④、49①②)。
  - ④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法67④、65⑦)。
    - a 欠格事由の概要(「認定NPO法人制度に関する手引き」34頁、48～49頁参照)の(1)4及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
    - b 欠格事由の概要(「認定NPO法人制度に関する手引き」34頁、48～49頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

#### ≪参考≫ 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定NPO法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額<sup>(注)</sup>のうち、所得の金額の計算上損金の額

に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業（法人税法第2条第13号の収益事業を言います。（注）に同じです。）から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります（措法66の11の2③～⑤）。

（注）収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます（「認定NPO法人制度に関する手引き」54頁参照）。

## (5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

### イ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定NPO法人等と認定NPO法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法77）。

### ロ 50万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます（法78、79）。

- ① 認定NPO法人又は特例認定NPO法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者（法50①、62、78二、四）
- ② 不正の目的をもって、他の認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者（法50②、62、78三、五）
- ③ 正当な理由がないのに、上記(2)ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者（法65④、78六）
- ④ 正当な理由がないのに、上記(3)イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法66①、78七）

### ハ 20万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます（法80）。

- ① 認定NPO法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等（法52①、53①）、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法80三）
- ② 認定NPO法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置きの規定（法54①～③）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類（2(1)「認定NPO法人等の情報公開（閲覧）《参考》4～5頁」を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定

款等の提出の規定（法 49④、53④）又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法 52②）、認定 NPO 法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法 55①②）に違反して、毎事業年度 1 回提出しなければならない書類（1 (1)「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」（1～2 頁）を参照してください）及び(3)「その他の報告」（2～4 頁参照）①、④、⑤、⑧の書類の提出を怠ったとき（法 80 五）

- ④ 上記(1)イ若しくはロによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日

奈良県知事 殿

提出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名  
電話番号

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 チェック欄	提出しない場合	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（口を除く） ロ 給与を得た職員の総数及び総額	
	最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ ____ 年度）		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 （特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く）	最後に職員給与規程を提出した事業年度（ ____ 年度）	⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日	
	② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引	(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号（口に係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類  認定基準等チェック表（第 3 表） ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。	
	③ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	「役員の状況」第 3 表付表 1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第 3 表付表 2	
		認定基準等チェック表（第 4 表）（初葉）	
		認定基準等チェック表（第 5 表）	
		認定基準等チェック表（第 7 表）	
		欠格事由チェック表	

(注意事項)

2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非活動法人が、特定非営利活動促進法第55条第1項（第62条において準用する第55条第1項を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項に掲げる書類を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。）に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。  
「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、「チェック欄」にチェックしてください。
- 3 提出書類の様式について  
特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表（「ロ」欄の記載は必要ありません。）、第3表付表1・2、第4表（初葉）、第5表、第7表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年 月 日～年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他


法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	





5 支出した寄附金に関する事項 [⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支 出 年 月 日	寄 附 の 目 的 等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
	合 計	円		



※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

## 「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

### 1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
- (2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
- (3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

### 2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

### 3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。なお、経過措置については次ページ「認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する役員報酬規程等提出書の変更点」を御参照下さい。

### 5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

### 6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO 法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

## 認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する 役員報酬規程等提出書の変更点

- ・前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
- ・前事業年度の資産の譲渡等に関する事項（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の資金に関する事項）（法54②三、法規32①二。様式例P222）
- ・役員等に対する報酬又は給与の状況（法54②三、法規32①五。様式例P219）

2020年		2021年									
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月

2021年6月9日  
改正NPO法・改正NPO法施行規則施行

ケース1  
事業年度が  
4月1日～3月31日の法人

2021年度の  
事業開始  
4月1日

2020年度の事業

2020年度の役員報酬規程等  
提出書の作成、提出

改正NPO法・改正NPO法施行規則の施行日前に開始した  
事業年度において作成・提出すべき書類に該当するた  
め、従前の例による

- ・役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、変更がなくとも提出義務あり（令和2年改正法附則3）
- ・資産の譲渡等に関する事項については所轄庁への提出義務あり（令和2年改正法附則3）
- ・役員等に対する報酬又は給与の支給の状況について、作成の義務なし（令和3年改正施行規則附則2）

ケース2  
事業年度が  
7月1日～6月30日の法人

2021年度の  
事業開始  
7月1日

2020年度の事業

2020年度の役員報酬規程等  
提出書の作成、提出

※改正NPO法・改正NPO法施行規則の  
施行日以後に開始する事業年度にお  
いて作成すべき書類について、提出は  
不要ですが、作成、備置、閲覧につい  
ては引き続き行う必要があります。  
(法54②二、法54②三、法54④)

改正NPO法・改正NPO法施行規則の施行日以後に開始する事  
業年度において作成・提出すべき書類に該当するため、改  
正NPO法・改正NPO法施行規則が適用される

- ・役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、既に提出されている書類の内容に変更がない場合、所轄庁への提出は不要（令和2年改正法附則3）※
- ・資産の譲渡等に関する事項については、所轄庁への提出は不要（令和2年改正法附則3）※
- ・役員等に対する報酬又は給与の支給の状況について、作成の義務あり（令和3年改正施行規則附則2）

認定(特例認定)特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書

年 月 日

奈良県知事 殿

提出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名  
電話番号

特定非営利活動促進法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、助成の実績の書類を以下のとおり提出します。

認定(特例認定) 年 月 日	年 月 日		
認定(特例認定) 有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

## 「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」・特例認定特定 非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項(第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

認定(特例認定)特定非営利活動法人の代表者変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

提出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名  
電話番号

特定非営利活動促進法第 53 条第1項(同法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり代表者を変更しましたので、届け出ます。

認定(特例認定)の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
変更年月日	年 月 日
変更前の代表者の氏名及び住所	
変更後の代表者の氏名及び住所	

認定(特例認定)特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

年 月 日

奈良県知事 殿

提出者 郵便番号  
主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

電話番号

従たる事務所の所在地

電話番号

次のとおり特定非営利活動促進法第 25 条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第 52 条第2項(同法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を提出します。

定款変更の 認 証 日	年 月 日	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
添付書類	<input type="checkbox"/> 社員総会の議事録の謄本 <input type="checkbox"/> 変更後の定款	

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

## 法第 55 条第 1 項で提出が求められる認定基準チェック表等の様式について

次頁からの様式は認定申請時に作成、提出するチェック表と同じ様式ですが、報告に必要なもののみ抜粋して掲載しています。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名		チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

⑥ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第 3 表付表 1

法人名		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
役 員 数		人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	就任・退任 年月日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 「役員状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。  
なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉖」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 特定の法人の役員又は使用人
  - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。  
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
  - 直接に保有する関係  
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
  - 間接に保有する関係  
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係



認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名		チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第4表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「◎」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「@」から「◎」）を示したものです。</p>

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	
-----	--

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
(注) 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業年度</td> <td style="width: 30%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 20%;">設立年月日</td> <td style="width: 30%;">平成・令和 年 月 日</td> </tr> </table>				事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成・令和 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成・令和 年 月 日				

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「©」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「©」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「©」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「©」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

## 欠格事由チェック表

法人名		チェック欄
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup></p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります<sup>(注3)</sup>）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	-----------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

〒630-8501

奈良市登大路町30

奈良県 青少年・社会活動推進課 協働推進係

**TEL** 0742-27-8715

**FAX** 0742-27-9574

**E-mail** kyoudou@nvn.pref.nara.jp

**URL** 青少年・社会活動推進課 <http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1649>

奈良ボランティアネット <http://www.naravn.jp/>